

1. 平成29年第1回郡上市議会定例会議事日程（第3日）

平成29年3月8日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 議案第4号 郡上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び郡上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程3 議案第5号 郡上市職員の給与に関する条例及び郡上市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程4 議案第6号 郡上市自主運行バス設置条例の一部を改正する条例について
- 日程5 議案第7号 郡上市鉄道経営対策事業基金条例の一部を改正する条例について
- 日程6 議案第8号 郡上市個人情報保護条例等の一部を改正する条例について
- 日程7 議案第9号 郡上市公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程8 議案第10号 郡上市空家等対策協議会設置条例の制定について
- 日程9 議案第11号 郡上市企業立地促進条例の制定について
- 日程10 議案第12号 郡上市郡上八幡駅観光案内所の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程11 議案第13号 郡上市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程12 議案第14号 郡上市障害児通所支援施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程13 議案第15号 郡上市立病院等職員宿舍設置条例の一部を改正する条例について
- 日程14 議案第16号 郡上市基金条例の一部を改正する条例について
- 日程15 議案第17号 郡上市教職員住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程16 議案第18号 郡上市博物館等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程17 議案第37号 平成29年度郡上市国民健康保険特別会計予算について
- 日程18 議案第38号 平成29年度郡上市簡易水道事業特別会計予算について
- 日程19 議案第39号 平成29年度郡上市下水道事業特別会計予算について
- 日程20 議案第40号 平成29年度郡上市介護保険特別会計予算について
- 日程21 議案第41号 平成29年度郡上市介護サービス事業特別会計予算について
- 日程22 議案第42号 平成29年度郡上市ケーブルテレビ事業特別会計予算について
- 日程23 議案第43号 平成29年度郡上市駐車場事業特別会計予算について

- 日程24 議案第44号 平成29年度郡上市宅地開発特別会計予算について
- 日程25 議案第45号 平成29年度郡上市青少年育英奨学資金貸付特別会計予算について
- 日程26 議案第46号 平成29年度郡上市鉄道経営対策事業基金特別会計予算について
- 日程27 議案第47号 平成29年度郡上市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程28 議案第48号 平成29年度郡上市小水力発電事業特別会計予算について
- 日程29 議案第49号 平成29年度郡上市大和財産区特別会計予算について
- 日程30 議案第50号 平成29年度郡上市白鳥財産区特別会計予算について
- 日程31 議案第51号 平成29年度郡上市牛道財産区特別会計予算について
- 日程32 議案第52号 平成29年度郡上市石徹白財産区特別会計予算について
- 日程33 議案第53号 平成29年度郡上市高鷲財産区特別会計予算について
- 日程34 議案第54号 平成29年度郡上市下川財産区特別会計予算について
- 日程35 議案第55号 平成29年度郡上市明宝財産区特別会計予算について
- 日程36 議案第56号 平成29年度郡上市和良財産区特別会計予算について
- 日程37 議案第57号 平成29年度郡上市水道事業会計予算について
- 日程38 議案第58号 平成29年度郡上市病院事業会計予算について
- 日程39 議案第59号 湯の平温泉の指定管理者の指定について
- 日程40 議案第60号 郡上市郡上八幡駅観光案内所の指定管理者の指定について
- 日程41 議案第63号 財産の無償譲渡について（大和町徳永地内）
- 日程42 議案第64号 財産の無償譲渡について（宮代集会所敷地）
- 日程43 議案第65号 財産の無償譲渡について（野尻集会所敷地）
- 日程44 議案第66号 財産の無償譲渡について（上沢集会所）
- 日程45 議案第67号 財産の減額貸付について（郡上木材センター用地）
- 日程46 議案第68号 市道路線の認定について

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（18名）

1番	三島一貴	2番	森藤文男
3番	原喜与美	4番	野田勝彦
5番	山川直保	6番	田中康久
7番	森喜人	8番	田代はつ江

9番	兼山 悌孝	10番	山田 忠平
11番	古川 文雄	12番	清水 正照
13番	上田 謙市	14番	武藤 忠樹
15番	尾村 忠雄	16番	渡辺 友三
17番	清水 敏夫	18番	美谷添 生

4. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	日置 敏明	副市長	青木 修
教育長	石田 誠	理事兼総務部長	田中 義久
市長公室長	三島 哲也	健康福祉部長	羽田野 博徳
農林水産部長	下平 典良	商工観光部長	福手 均
建設部長	古川 甲子夫	環境水道部長	平澤 克典
教育次長	細川 竜弥	会計管理者	乾 松幸
消防長	川島 和美	郡上市民病院 事務局長	尾藤 康春
国保白鳥病院 事務局長	藤代 求	代表監査委員	大坪 博之

6. 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

議会事務局長	長岡 文男	議会事務局 議会総務課長	古川 義幸
議会事務局 議会総務課主査	武藤 淳		

◎開議の宣告

○議長（渡辺友三君） 議員各位には、連日の執務御苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付してありますので、お願いをいたします。

（午後 2時32分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（渡辺友三君） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、13番 上田謙市君、14番 武藤忠樹君を指名いたします。

◎議案第4号から議案第68号までについて（委員会付託）

○議長（渡辺友三君） 日程2、議案第4号 郡上市職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び郡上市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程46、議案第68号 市道路線の認定についてまでの45議案を一括議題とし、質疑を行います。

ただいま一括議題といたしました45議案のうち、質疑通告のあった議案の質疑を行います。

初めに、議案第6号について質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

6番 田中康久君の質疑を許可いたします。

6番 田中康久君。

○6番（田中康久君） 議案第6号について、質疑をいたします。

この議案第6号の第5条第6項の規定によりますと、「岐阜県公安委員会から運転経歴証明書の交付を受けている者は料金の50パーセントの額（当該証明書の交付の月から2年間に限る。）」ということで限定された要件を出しておるんですけれども、これは議会からも一般質問等ございまして、その中でこの自主運行バスに関する免許の返納の規定が抜けておったということで整備されるということで、この条例自体には大変賛成するものなんですけれども。その要件について、まず、何で当該証明書の交付の月から2年間に限るのかということについて質問をさせていただきます。

まず1つが、2年間に限ることによって返納に対するディスインセンティブにならないかという懸念があることと、もう1点、免許証を返納された方としても、多くはお年寄りですけれども、お年寄りの方がこの自主運行バスを利用していただいでまちなかに買い物に行かれたりされることを促進するということは、福祉の面からも、また中心市街地の活性化という面でも非常に意味がある規定だと思いますので、これをなぜこの2年間に限るのかということについて質問をいたしたいと思います。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

市長公室長 三島哲也君。

○市長公室長（三島哲也君） お答えしたいと思います。

今、田中議員が申されましたとおり、高齢者の交通安全というところ、それにあわせて公共交通への利用促進ということを目的としております。そのところで、返納されました運転者の方については、当然、自家用車で目的地へ着けませんので、公共交通に乗るということになりますので、時間的なこととか、そういった不便性が1点はありますので。

それからもう1点は、バス料金が発生しますので、そういった経済的についても負担がふえるというところで、そのところにインセンティブを設けるということ。あと、料金負担が発生する緩和期間を設けたいというところで、この制度を設けております。

じゃ、なぜ2年間というところがございますけど、既に長良川鉄道、それから民間のバス事業者はこの規定を設けておりまして、その期間が2年ということもございます。

それからもう1点でございますけど、高齢の方で免許証を返納せずにおっても、通常、バスを利用されておられる方がおりますので、この制度を恒久的にずっとしますと、そのところとの、自主的に乗っておられる方というところと、このところに差が生じますので、そういったところを調整する意味においても2年間というところの期間というところを設けたいと思います。

この2年間について、効果が全くないというようなことで意見等々があれば、またこの期間についてはある程度検討していくと、そういうことになろうかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

（挙手する者あり）

○議長（渡辺友三君） 6番 田中康久君。

○6番（田中康久君） 今、2点理由を言われましたけれども、最初の理由というのは理由にならないとは思うんですね。別にほかも見合わせばいいだけの話です。ただ、2点目の理由というのは、ある程度納得する理由ですが、その全体を含めて、これから高齢者の方々がふえていく中で、そういった方々がいかにやっぱり外に出ていただいて健康づくりとか、市内での買い物を促進していただくとか、高齢者の皆さんの生きがいという側面からもいろんな意味で考えられるものですので、一度、全体の制度を一回見直しながら、点検しながら、どういったあり方がいいかということを検討していただければと思いますので、よろしくお願ひをいたします。

○議長（渡辺友三君） 以上で、議案第6号の質疑を終わります。

次に、議案第11号について、質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

最初に、6番 田中康久君の質疑を許可いたします。

6番 田中康久君。

○6番（田中康久君） 議案第11号についてです。済みません。連続して申しわけないですが。

これは先ほどから5番議員が質問されている関連ですけれども、この企業立地の促進条例につきましては非常に意味があるし、今、時期的にも大切なことだと思ひまして、趣旨には大いに賛同するものでありますけれども、この4条2項を今、先ほども5番議員が質問された投下固定資産額が3,000万以上ということですのでけれども、例えばみんなでやрмаいか！条例の6条の6号には、小規模事業者に対して配慮した政策を司ってほしいということも書かれております。先ほど商工会の加盟者の方々の人数等5番議員が言われて、どのぐらいの人たちに影響があるのかというような質問もありましたけれども、小規模事業者の方々に対しても恩恵があるような制度であってほしかったなということも思いますので、まずこの投下固定資産額が3,000万以上とした理由についてお聞かせ願ひたいと思ひます。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

商工観光部長 福手均君。

○商工観光部長（福手 均君） お答えを申し上げます。

まず、この条例案の作成に関しましては、県内各市の同種類の条例をまず参考として調べてみました。その参考でございますけれども、その結果で申し上げますと、岐阜県内合計42市町村のうちで同種の企業誘致奨励金の制度を持っておりますのは39市町村ございまして、3町——3つの町だけがそういうの見据えているということございまして。

そして、もう少し近いところで調べましたら、近隣の市のいわゆる投下固定資産額と、ここに絞って調べましたら、関市及び美濃市に関しましては、中小企業の場合には5,000万円以上の資産額ということございまして、美濃加茂市と高山市は3,000万と、そういう結果ございまして。

当市の案を考える場合に、まず積雪情報、積雪がある、そういった共通点も多いことから、高山市、そして美濃加茂市の例をとりまして3,000万というふう考えたところが経緯ございまして。

なお、この投下のいわゆる資産額と雇用従業員数の相関関係で、ここのデータを調べましたが、なかなかそれは一概に言えなくて、業種でも違いますし、地形でも違うので、土地の価格でも変わってきますので、明確な相関データなかったんですけれども、事務方の判断としまして、我々が希望しております3人以上の雇用というのを狙った制度でございますので、一つには、当然、企業にも来てほしいですが、雇用も生みたいということで、3名以上というふうにしてありますが、今は1年間は今、特例で1名にしていますけれども、3名以上の雇用のためにはやはり3,000万以上のいわゆる固定資産の投下の事業規模というのは必要ではないかというふうにも判断をいたしました。以上でございます。

（挙手する者あり）

○議長（渡辺友三君） 田中康久君。

○6番（田中康久君） 今、部長がおっしゃいましたけれども、これ、要件が簡単に言うと2つあって、1つがその今の3,000万以上と、もう1つが雇用の要件ですね。新たに雇用する。今は部長は3人以上って言われましたけれども、今、附則に関して1人以上にしているということもまた踏まえていただきたいです。また、交付対象を追加されましたよね。交付対象を追加されて、情報サービス業とかインターネットのサービス業とか、いろんな部分に追加されましたけれども、極めて現実的に考えると非常に難しい職種ですよ。この投下固定資産額が。

そういうことも踏まえながら、せつかくこの交付対象を拡大されたという意味と、さらには今せつかく附則で1人以上にしてるっていう意味ですね。雇用を1人以上にしている意味。もう1つは、今の郡上の現状に照らすということと、もう1つはみんなでやрмаいか！条例の6条6号の趣旨に基づいたという意味では、いろんな意味で検討をまた新たにされたいなというふうに思いますし、委員長が、産建委員長みずから問題意識持ってやられているので、活発な議論が産建委員会でされると思いますので、私からはこういった自分の思いを述べさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（渡辺友三君） 続いて、4番 野田勝彦君の質問を許可いたします。

4番 野田勝彦君。

○4番（野田勝彦君） 4番 野田です。くしくも同じ11号ですか、重なりましたけれども、大変よく似ております。先ほど5番議員、今の6番議員さんの内容、非常に重なる部分多いんですが。

この新しい条例は雇用の増大も大変大きな狙いだと思います。むしろ、そういうところが主眼と私は思っておるんですが、その場合、先ほどもありましたように、この従業員数3人以上というのがやっぱりネックになるのではないかと。3人の雇用というのは、新たな3人の雇用というのはなかなか大変なハードルだと思うんですね。その辺のことを一遍考慮していただきたい。それは全く同じ、同様の意見であります。

それからもう1点、私、これ以外ですね。2つの項目について、同じようなちょっと御意見を申し上げたいんですが。

第6条をごらんいただきたいと思います。条例案第6条の3項ですね。読みますと、「市長は、奨励金の交付事業者の指定をするときは、——以下が大事ですが——公害防止に関する協定の締結その他必要な条件を付することができる。」と。こういう場合、次の質問にもかかわるんですが、条件をつけるというのは、この交付を受ける場合ですね。受ける業者さんにしてみると結構気になる場所だと思うんですね。どんな条件ある。それがしかもその他必要なということになりますと一体何があるのか。ここでは、たった1つだけ公害防止に関する協定がありますが、その他考えられるその他は何があるのかというのを、もし想定されていれば教えていただきたい。

それから、できればこういう場合のその他というのはできるだけ限定されたほうがいいと思うんですね。具体的にこうこうこういうことというふうに挙げられたほうがいいと思います。

全く同じように、次の第10条でございます。次のページでございますが、報告のところ、1行省きますが、2行目からですね。「当該指定に関する事業所等の設置その他必要な事項について報告を求める」と。これもやっぱり同じようで、その他の必要な事項って何が想定されるのか。この資金を。資金だね。奨励金を受けることによって何が報告を求められるかというのは、やっぱり業者さんにはわかっと思ったほうがいいんです。できるだけ。これもやっぱり、もし想定されているならばそこに明らかにすべきである。それにかかわって、私は前の第6条も第10条も含めて、雇用された労働者の雇用の状況というのをぜひとも加えてほしいと思います。というのは、そんな例はあんまりなかろうと思いますけれども、これを申請時においては仮に3人ないし5人の雇用があったとしても、その状況があんまり芳しくなくて、早々にリタイアされる方もあるかもしれない。そういう場合はどうするのかという。だから、大変重要な眼目に雇用の確保というのがあるならば、その雇用の確保をまさしく確保するための配慮をこの中に加えてほしいと思います。

以上でございます。

○議長（渡辺友三君） 答弁を求めます。

商工観光部長 福手均君。

○商工観光部長（福手 均君） お答えを申し上げます。

まず、最初のほうの御質問ですが、いわゆる想定した条件、これ条件という名前ではあります、いわゆるこちらのほうから協議を、考慮いただきたいということでも言えると思いますけれども、例えば従業員は郡上市民を主力として雇用いただくことを検討いただきたい。あるいは物品購入に当たってはなるべく地元での購入を検討いただきたい。そういったことを想定をしております。

今、一つ御例示ございましたが、労働条件ということも通告の中に入っておりますけれども、それにつきましては、いわゆる労働基準法を遵守されるということが前提となっておりますので、ここではその労働条件をとということにつきましては想定はしていないということでございます。

続いて2つ目では、報告事項、報告内容どういったものがとございましたけれども、一度、こちらにつきましては、いわゆる明確にこれを想定しているということはイメージがございませんで、いわゆるケース・バイ・ケースで、例えて言うと、いわゆる逆説的になりますが、この6条で我々はその企業に当たって、いわゆる条件ということをつけたことについて遵守してもらっているでしょうということ報告願いたいとか、そういったことはあるかと思っておりますけれども、これこれといったことは想定していないというのが検討の過程でございます。

以上です。

（挙手する者あり）

○議長（渡辺友三君） 4番 野田勝彦君。

4番 野田勝彦君。

○4番（野田勝彦君） おおよそ概要はわかりましたが、特に第10条のほうですね。報告のところに、先ほど申しましたように、私は従業員の雇用及びその状況についての報告を求めると明記していただいたほうがいいと思います。というのは、やっぱりそういうことが報告の条件についているということは、あらかじめ向こうに知らせるべきだと思うんですね。そのことによって一定のやっぱりブレーキにもなると思いますよね。ぜひともお願いをいたします。

○議長（渡辺友三君） 以上で、議案第11号の質疑を終わります。

次に、議案第58号について、質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

5番 山川直保君の質疑を許可いたします。

5番 山川直保君。

○5番（山川直保君） 5番 山川です。58号について2点お伺いをしておりますけれども。この上の1点目のほうは、これ、率をちょっと計算してみますと、一般会計から繰り出されておるのが、市のほうが43%で、国保白鳥病院が44というようなことで、大体同じ同率ということがちょっと理解できましたので、1点目につきましては省かさせていただきます。

2点目につきましては、白鳥病院の他会計負担金のうちの不採算地区病院への5,388万8,000円というものにつきましては、その内訳を御説明いただきたいと思います。

○議長（渡辺友三君） 国保白鳥病院事務局長 藤代求君。

○国保白鳥病院事務局長（藤代 求君） 他会計負担金の不採算地区病院分についてでございますけれども、これも一般会計からの繰入金ということでありまして、総務省が示します繰出基準に基づいた繰入金をいただいております。

白鳥病院については、第2種不採算地区病院というものに該当しているということで、繰出基準では運営に要する経費のうち、その運営に伴う収入をもって充てることができないと認められる額を繰り入れてもよろしいということになっております。

郡上市の場合は、その額の算定に、国で示されたモデル事例に沿って特別交付税措置の基準額というものをういております。それが平成29年度予算では1床当たり84万2,000円掛ける総病床数が64でございますので、掛けて計算した5,388万8,000円というものを繰り入れの上限額として予算要求して査定をいただくということになります。

それで、平成28年度及び平成29年度の補正では、この上限額まで予算査定でお認めていただいておりますけれども、それ以前は措置額の2分の1ということで繰り入れをいただいて、病院運営に充ててきております。

ということで、病院の経営状況等により、査定を経て、過去からもいろいろな変動がありながら、

今は上限額ということで予算要求をさせていただいているということでございます。

○議長（渡辺友三君） 5番 山川君、いいですか。

以上で、議案第58号の質疑を終わります。

以上で、通告のありました質疑を終了いたします。

議案第4号から議案第68号までの45議案については、会議規則第37条第1項の規定により、議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託いたします。

ただいま各常任委員会に審査を付託いたしました45議案については、会議規則第44条第1項の規定により、3月23日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることにいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（渡辺友三君） 異議なしと認めます。よって、ただいま各常任委員会に審査を付託しました45議案については、3月23日午後5時までに審査を終了するよう期限をつけることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（渡辺友三君） 以上で、本日の日程は全てを終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。長時間にわたり大変御苦勞さまでございました。

（午後 2時53分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長

郡上市議会議員

郡上市議会議員